

中部運輸局長 殿
愛知運輸支局長

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

- 事業計画変更認可申請書
- 事業計画変更届出書
- 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

<input type="checkbox"/> ①主たる事務所	<input type="checkbox"/> ⑧利用運送の業務の範囲
<input type="checkbox"/> ②営業所	<input type="checkbox"/> ⑨利用運送の保管施設
<input type="checkbox"/> ③休憩・睡眠施設	<input type="checkbox"/> ⑩利用する事業者の概要
<input type="checkbox"/> ④自動車車庫	<input type="checkbox"/> ⑪事業の休止
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数	<input type="checkbox"/> ⑫事業の廃止
<input type="checkbox"/> ⑥利用運送を行うかどうかの別	<input type="checkbox"/> ⑬氏名・名称又は住所
<input type="checkbox"/> ⑦利用運送の営業所	<input type="checkbox"/> ⑭役員
	<input type="checkbox"/> ⑮その他

(変更・届出の理由)
(例)車両の老朽化による買い替えのため。

ディーラー、車屋等が届出書を持参する場合、連絡先欄ではなく、余白へ担当者名・連絡先を記載してください。

住 所 (〒)○○○-○○○○
 愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
 (フリガナ)カブシキガイシャ アイチウンユシキョク
 申請者 株式会社 愛知運輸支局
 代表者(役職) 代表取締役 (氏名) 愛知 太郎
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

行政書士等の申請の場合は、代理人欄を記載・押印お願いします。

代理人 _____ 印
 住 所 (〒) _____

補正や処分連絡に必要となりますので、可能な範囲で記載をお願いします。

連絡先 (申請者・代理人の別)
 (担当者氏名) 愛知 太郎
 (電話番号) ○○○-○○○-○○ (Fax番号) ○○○-○○○-○○○○
 (メールアドレス) ○○○○@○○○.○○.○○

(官庁受付
(運輸

必要書類
 ・増車(届出)
 表紙+別紙1~3+様式例2
 ・増車(認可)・・・様式例2の「口はい」へチェックした場合、増車後も5両割れとなる場合
 表紙+別紙1~3+様式例2+様式例3
 ・減車(届出)
 表紙+別紙1~2

変更・届出事項											
① 主たる事務所	新	名称				郵便番号			電話番号	()	
		位置									
② 営業所	旧	名称				郵便番号			電話番号	()	
		位置									
こちらに記載事項はありません。											
③ 休憩・睡眠施設 ()営業所	新	休憩				m ²	睡眠				m ²
		位置									
④ 車庫 ()営業所 第1車庫	旧	収容能力 (有蓋)				m ²	(無蓋)				m ² (合計)
		位置									
④ 車庫 ()営業所 第2車庫	新	収容能力 (有蓋)				m ²	(無蓋)				m ² (合計)
		位置									
④ 車庫 ()営業所 第3車庫	旧	収容能力 (有蓋)				m ²	(無蓋)				m ² (合計)
		位置									
④ 車庫 ()営業所 第4車庫	新	収容能力 (有蓋)				m ²	(無蓋)				m ² (合計)
		位置									
⑤ 各営業所に配置する 事業用自動車の 種別ごとの数	新	別紙2のとおり									
		旧	別紙2のとおり								

※変更に係る項目のみ記載すること

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
本社 営業所	36		2	2	40	35		2	2	39
名古屋 営業所	5				5	6				6
営業所					0					0
営業所										0
合計	41							2	2	45

A営業所よりB営業所へ配置換えする場合、宣誓書(様式例2)の添付が必要です。
(1つの営業所あたりで車両が増える場合は、宣誓書(様式例2)が必要となります。)

霊きゆう自動車

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所					0					0
営業所										0
営業所										0
営業所										0
合計	0	0						0	0	0

減車後の車両数が最低車両数(1営業所あたり5両)を下回る申請はできません。ただし、災害等により車両が故障した場合であるときは支局あて個別にご相談ください。

2.変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車両の形状	登録番号又は車台番号
本社 営業所	増・減	普通	〇〇	R1	3000 kg	バン	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇
名古屋 営業所	増・減	普通	〇〇	R1	3000 kg	バン	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		

※内訳には、普通自動車にあつては普通・小型・牽引・非牽引の別、霊きゆう自動車にあつては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和 ○年 ○月 ○日から実施する。

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【 本社 】営業所

増車する営業所が2カ所ある場合、別紙3は2枚作成をお願いします。(1営業所につき1枚)

		(X)	
第1車庫	愛知県◎◎市○○町△△丁目××番地	1500	m ²
第2車庫	愛知県☆☆市□□町▲▲丁目○○番地	800	m ²
第3車庫			m ²
第4車庫			m ²

許認可を受けている車庫の住所・収容能力を記載してください。

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)	
	普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)		
第1車庫	38 m ² × 18 両 684 m ²	11 m ² × 両 0 m ²	27 m ² × 2 両 54 m ²	36 m ² × 2 両 72 m ²	22 両 810 m ²	54.0	%
第2車庫	38 m ² × 18 両 684 m ²	11 m ² × 両 0 m ²	27 m ² × 両 0 m ²	36 m ² × 両 0 m ²	18 両 684 m ²	85.5	%
第3車庫	38 m ² × 両 0 m ²	11 m ² × 両 0 m ²	27 m ² × 両 0 m ²	36 m ² × 両 0 m ²	0	#DIV/0!	%
第4車庫	38 m ² × 両 0 m ²	11 m ² × 両 0 m ²				#DIV/0!	%

車庫ごとに配置される車両の明細を記載をお願いします。割合が90%を超える場合は、「普通」を以下の基準にて再計算して余白等へ記載してください。

軽きゆう自動車

	宮型		洋型						× 100 (%)		
第1車庫	14 m ² × 両 0 m ²	14 m ² × 両 0 m ²								#DIV/0!	%
第2車庫	14 m ² × 両 0 m ²	14 m ² × 両 0 m ²								#DIV/0!	%
第3車庫	14 m ² × 両 0 m ²	14 m ² × 両 0 m ²								#DIV/0!	%
第4車庫	14 m ² × 両 0 m ²	14 m ² × 両 0 m ²								#DIV/0!	%

7.5t以上38m²
7.5t以下28m²
2tロング20m²
2t以下 15m²

それでも90%を超える場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して、基準に反しなれば受理できます。収容能力の割合は、HP上のExcelで自動計算できますのでご活用ください。

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

愛知運輸支局長 殿

・すべて「いいえ」であれば、届出となります。
 ・「はい」へ1つでもチェックがあると認可申請となり、宣誓書(様式例3)の添付が必要です。また認可申請は審査に時間を要するため、即日での認可はできません。

貨物
ては、

業計画を変更するにあつ

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。) はい いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
本社	40	30	10	33.33333
			0	#DIV/0!

「当該合計」が11両以上かつ「割合」が30%以上となる場合、「はい」へチェックが必要です。

令和 ○年 ○月 ○日
住

所 愛知県○○市○○町○○丁目○○番地

氏名又は名称 株式会社 愛知運輸支局

代 表 者 愛知 太郎

中部運輸局長 殿
愛知運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
申請に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について、申請日以前に発生した事実を確認し、申請書に記載する。

1~6に相違ないことを確認
お願いします。認可のためには、
すべて改善される必要があります。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役員以外の役員又は特別に生ずる費用にかかる料金を、申請書に記載する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

非常勤を含むすべての役員の宣誓が必要となります。3名以上役員がいる場合は、複数枚作成をお願いします。

令和 ○年 ○月 ○日	住所	愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
(法人) 名	代表者	株式会社 愛知運輸支局
代 表		愛知 太郎
(役員) 住	所 名	愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
氏		愛知 太郎
(役員) 住	所 名	愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
氏		愛知 次郎
(役員) 住	所 名	愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
氏		愛知 三郎

中部運輸局長 殿
愛知運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

作成にあたっての留意点

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式によることになります。

2. 添付書類について

項目番号	添付書類
②④※1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類【様式1-1及び1-2】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
②③④⑦	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類【様式例1】
②③④⑦※2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面(求積)図、写真
④	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 (※前面道路が国道の場合は除く)
⑤	事業用自動車の数の変更(増車に限る)に係る宣誓書【様式例2】
②④⑤⑥※3	法令遵守の宣誓書【様式例3】
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑭	貨物自動車運送事業法第5条(欠格事由)のいずれれにも該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例4】
⑮※4	届出事項によって必要な書類

※1 ②は、様式1-1及び1-2

④は、営業所と車庫が併設していない場合にあつては、様式1-1(収容能力のみの変更の場合を除く)

※2 写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。

※3 ②は、営業所の新設(増設に限る)の場合

④は、車庫の新設、位置変更(収容能力の拡大を伴うものに限る)の場合

⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合
※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く

⑥は、新たに利用運送を行う場合

※4 譲渡譲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあつては、

・各種手続きを終了したことを証する書類

・事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し

・労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかる

※5 ⑤は、新たに普通自動車又は霊きゅう自動車を配置しようとする場合にあつては、運賃・料金の届出の提出を行うこと